

国住指第 3008 号-4

平成 24 年 11 月 6 日

エレベーター関係団体（別記 2）

国土交通省住宅局建築指導課長

戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について

去る 10 月 31 日、石川県金沢市内のホテルにおいてエレベーターの戸開走行による死亡事故が発生したことは、誠に遺憾である。

国土交通省においては、平成 18 年 6 月のシティハイツ竹芝エレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成 21 年 9 月 28 日以降に着工されたエレベーターについては、建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 1 号に規定する安全装置（以下「戸開走行保護装置」という。）の設置を義務付けているところである。

既設エレベーターについても、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置の積極的な設置を促進することが急務であることから、国土交通省においては、平成 23 年 8 月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において取りまとめられた「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書」における提言を踏まえ、既設エレベーターの安全性確保に向けた措置を講じてきたところである。

現在、今回の事故については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会により事故原因の究明が行われているところであるが、かかる事故の発生を防止するため、当面の間、貴団体におかれては、下記により、既設エレベーターの一層の安全性の確保を図られたい。なお、更なる戸開走行保護装置の設置促進策については、今後検討の上通知する予定であることを申し添える。

記

1. 貴団体会員を通じて、既設エレベーターの所有者・管理者に対して、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置及び設置済みエレベーターへのマークの表示を働きかけるなど一層の安全性の確保を図ること。

2. 今後早急に、設置が容易で確実な、かつ経済性にも優れた戸開走行保護装置の技術開発を促進すること。

別記2

一般社団法人日本エレベーター協会会長 殿

JEMAエレベーターメンテナンス事業協同組合代表理事 殿

エレベーター保守事業協同組合理事長 殿

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター理事長 殿